

平成23年度当初予算の主な事業

民生費 15億3,065万円 (26.2%)

高齢者福祉、児童福祉、または障がい者福祉など、町が行う福祉事業全般にかかる経費

- ・保育の実施費：3億6,200万円
保育所運営の経費のうち、町が補助する経費
- ・障害者支援費等扶助費：2億7,213万円
障がい者の皆さんに使われるお金のうち、町が払わなければならない経費
- ・後期高齢者医療費：2億2,783万円
後期高齢者医療費で使われるお金のうち、町が払わなければならない経費
- ・子ども手当給付費：2億3,856万円
中学3年生までの子ども1人につき月額13,000円給付するための経費
- ・介護保険特別会計繰出金：1億7,811万円
介護保険に使われるお金のうち、町が払わなければならない経費

教育費 10億5,647万円 (18.1%)

小・中学校の義務教育にかかる経費や、公民館活動・保健体育活動などの社会教育にかかる経費

- ・小・中学校管理事業費：6,513万円
小学校および中学校を管理するための経費
- ・中学校校舎建設事業費：6億8,431万円
甲佐中学校校舎建設および同中体育館解体工事などにかかる経費
- ・町史編さん事業費：2,358万円
甲佐町の『町史』を編さんするための経費

公債費 7億9,748万円 (13.7%)

町の借金である町債を毎年返済するための経費

土木費 7億4,065万円 (12.7%)

町道や河川の維持・整備や町営住宅の管理にかかる経費

- ・町営住宅建替事業：1億7,990万円
町営住宅の建て替えにかかる経費
- ・町道改良舗装事業：1億7,824万円
町道を作ったり、改良したりするための経費
- ・町道などの維持管理費用：2,881万円
町道などの補修に使う経費

総務費 6億6,287万円 (11.4%)

町全体の運営に関する経費や、財産管理にかかる経費

- ・定住促進助成金：1,517万円
若者の定住を図るために助成する経費
- ・地方バス運行等特別対策補助金および生活交通路線維持費補助金：1,450万円
地方バスを運行させるために町が補助する経費

衛生費 5億2,693万円 (9.0%)

町民の健康のための経費や、ごみなどの処理にかかる経費

- ・ごみ・し尿処理組合負担金：1億9,444万円
ごみ・し尿の処理のために町が負担する経費
- ・国民健康保険特別会計繰出金：1億224万円
国民健康保険で使われるお金のうち、町が払わなければならない経費
- ・がん検診および妊婦健診事業：3,158万円
がん検診や妊婦健診などを行うための経費
- ・子ども医療費助成事業：3,100万円
中学3年生までの子どもの医療費のうち、町が負担する経費

消防費 2億640万円 (3.5%)

消防組合・消防団の運営にかかる経費や、防災にかかる経費

- ・上益城消防組合負担金：1億3,649万円
上益城消防署の運営のために町が負担している経費
- ・防火水槽や小型動力ポンプなどの整備：2,753万円
消火活動に必要な施設を整備するための経費

農林水産業費 1億7,156万円 (2.9%)

農林業振興のための経費や、農道などの維持や整備にかかる経費

- ・農道・林道等維持事業：1,530万円
農道や林道を維持するための原材料などにかかる経費
- ・経営体育成交付金事業補助金：1,346万円
農業用機械や施設の導入などを支援するための経費
- ・中山間地域等直接支払交付金：1,328万円
中山間地域の農地保全のために使われる経費

議会費 9,704万円 (1.7%)

町議会の開催や運営にかかる経費

商工費 4,277万円 (0.7%)

商工業振興や観光対策にかかる経費

- ・特産品開発委託事業費：823万円
甲佐町ブランドを作るための商品開発に使う経費
- ・商工会補助金：430万円
甲佐町商工会に町が補助する経費
- ・観光協会補助金：400万円
あゆまつりや甲佐町観光協会に町が補助する経費
- ・甲佐町プレミアム付商品券補助金：100万円
甲佐町商工会が発行するプレミアム付商品券に対して、上乗せ部分を町が補助する経費

予備費・災害復旧費など 1,000万円 (0.1%)

災害復旧などにかかる経費

安全・安心な水道水をお届けするために

平成23年度「町水質検査計画」についてのお知らせ

● 水質検査を「町水質検査計画」に基づき実施

町水道事業では、皆さんに、毎日、安全で安心して使うことができる水道水を提供するために、「町水質検査計画」に基づいて定期的に水質検査を行い、水源から家庭などの蛇口に至るまで良好な水質の維持に努めています。

● 安全性確保のための水質検査に関する基本方針

水道水の安全性を確保するために、水質検査を配水系統ごとに実施します。また、原水についても、適正な浄化処理を確実にを行うために、水質検査を実施します。

水道法で検査が義務づけられている項目および水質管理上必要な項目について、水質基準に適合しているか検査し、結果を評価検討後に公表します。

● 町水道事業の概要

◆ 給水区域

甲佐地区、竜野地区（内田簡

易水道の給水区域を除く）、乙女地区（麻生原簡易水道の給水区域を除く）、白旗地区、宮内地区（上揚・安平のみ）

◆ 計画給水人口

13,000人

◆ 給水人口

9,200人

◆ 年間総配水量

930,000立方メートル

◆ 1日平均給水量

2,548立方メートル

※給水人口および水量は、平成23年度での予定数値です。

● 水質検査の項目や方法

◎ 検査項目

① 1日に1回 3項目
色、濁り、残留塩素

② 1か月に1回 9項目
一般細菌、大腸菌、塩化物イオンなど

③ 3か月に1回 22項目
シアン化合物イオン、塩化シアン、硝酸態および亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸など

④ 6か月に1回（浄水） 50項目
カドミウム、水銀、セレン、

鉛、ヒ素、硝酸態および亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromクロロメタンなど

⑤ 3か月に1回（原水） 2項目
大腸菌、嫌気性芽胞菌

⑥ 6か月に1回（原水） 39項目
カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、ジクロロメタン、テトラクロロエチレンなど

◎ 採水場所

○ 第1配水池系

町総合保健福祉センター

○ 第2配水池系

船津公民館

○ 第3配水池系

芝原消防ポンプ所給水栓

○ 六谷配水池系

六谷地内水質検査用給水栓

○ 上揚・安平配水池系

安平集会所

【原水】

○ 第1水源 浅井戸
甲佐町大字豊内18・2

○ 第2水源 取水堰
甲佐町大字上早川（六谷地内）

○ 第3水源 浅井戸
甲佐町大字有安701

◎ 検査方法

厚生労働省の水質基準に関する省令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法に従って、検査機関に委託します。

● 計画・検査結果の公表

「町水質検査計画」や水質検査の結果については、町公式ウェブサイトや『広報こうさ』で公表します。

検査結果の評価は検査ごとに行い、検査結果を基に必要に応じて「町水質検査計画」を見直します。

※町公式ウェブサイト
URL <http://www.town.kosa.kanagoto.jp/>

▼ お問い合わせ先

町環境衛生課水道係（町水道管理センター内）
甲佐町大字有安701

TEL 096・234・0755

✉ kosa-sui.do@tea.on.ne.jp